

第1号議案

1 届出内容

(新設 届出年月日：平成30年8月29日 根拠条文：法5-1 条例審議：平成30年6月)

名 称	(仮称) 神戸トヨペット宝塚インター南店			
所在地	伊丹市西野一丁目1番地1号ほか			
設置者	神戸トヨペット株式会社			
小売業者の名称(業態)	神戸トヨペット株式会社(自動車)			
新設年月日	平成31年4月30日			
店舗面積、延べ面積、 建築面積、敷地面積	4,063 m ² 、8,712 m ² 5,913 m ² 、10,753 m ²			
用途地域	準工業地域			
騒音に係る基準	環境基準：A類型、B類型、C類型 規制基準：第3種			
駐車収容台数	28台(全体台数28台) ≥ 必要台数22台			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
駐輪収容台数	6台			
荷さばき施設面積	81.5 m ²			
廃棄物等保管容量	13.5 m ³			
営業時間	午前9時30分から午後7時まで			
駐車場の利用時間	午前9時から午後7時30分まで			
駐車場の出入口の数	出入口2箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前6時から午後10時まで			

2 法第8条第1項の規定による市町の意見及び同条第2項の規定による居住者等の意見

市町の意見の有無	意見提出あり
居住者等の意見の有無	意見提出なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

既存類似店実績及び既存店実績に基づく必要駐車台数22台に対し、28台を確保する。

[既存類似店の原単位等]

	TP御影店 (新車販売)	TP御影テクノ店 (中古車販売)	計画施設 (新車・中古車販売)
所在地	神戸市東灘区	神戸市東灘区	伊丹市
用途地域	商業地域	準工業地域	準工業地域
最寄り駅からの距離	0.2km	0.8km	2.8km
店舗面積 (千㎡)	1.980	1.700	4.063
新車販売面積	1.980	—	1.271
中古車販売面積	—	1.700	2.792
来店台数実績 (台/日)	78	71	168 (=50+118) ※
日來台数原単位 (台/千㎡)	39	42	—

※ (新車販売部分) $1.271 \text{ 千㎡} \times 39 \text{ 台/千㎡} = 50 \text{ 台}$

(中古車販売部分) $2.792 \text{ 千㎡} \times 42 \text{ 台/千㎡} = 118 \text{ 台}$

1日の来店台数と既存店の時間係数を基に、時間帯ごとの来退店台数を算出し、最大在庫台数を必要駐車台数とした。

[既存類似店の時間係数による時間帯別台数]

時間帯	台数		
	来店台数	退店台数	在庫台数
8:00～	14	13	1
9:00～	14	7	8
10:00～	16	10	14
11:00～	13	14	13
12:00～	11	8	16
13:00～	16	16	16
14:00～	15	9	22
15:00～	14	18	18
16:00～	18	21	15
17:00～	17	18	14
18:00～	8	16	6
19:00～	12	18	0
合計	168	168	

【参考】

[指針式] $4.063 \text{ 千㎡} \times 978 \text{ 人/千㎡} \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 70\% \div \text{平均乗車人員} 2.0$

$\times \text{平均駐車時間係数} 0.87 \approx 175 \text{ 台}$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク1時間当たりの来退店自動車台数

①より、21台がピーク時発生台数となる。

【参考】

〔指針式〕 $4.063 \text{ km}^2 \times 978 \text{ 人/km}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 70\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \approx 200 \text{ 台}$

○商圏（店舗を中心に半径2km）を4方面A～Dに分け、各方面別の世帯数比で21台/hを各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数(世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
A	36,427	29	6
B	15,603	12	3
C	38,076	31	7
D	32,487	28	5
計	122,593	100.0	21

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔平成30年2月4日(日)、2月5日(月)、2月25日(日)（阪神競馬開催日）〕に発生台数21台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの交差点においても、交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

調査地点	現況			予測			下線部は 経路上の車線	
	平日	休日	競馬 開催日	平日	休日	競馬 開催日		
交差点1 (天神川橋南詰)	0.413	0.478	0.489	0.416	0.478	0.489		
	0.65	0.64	0.64	0.65	0.64	0.64	北流入直左	
	0.33	0.39	0.46	0.36	0.43	0.50	北流入右折	
	0.42	0.64	0.67	0.42	0.64	0.67	東流入直左	
	平：17時台	0.19	0.14	0.17	0.20	0.15	0.18	東流入右折
	休：15時台	0.66	0.61	0.63	0.66	0.62	0.64	南流入直左
	競馬：15時台	0.38	0.58	0.48	0.38	0.58	0.48	南流入右折
	0.46	0.56	0.58	0.47	0.57	0.58	0.58	西流入直左
	0.17	0.30	0.31	0.18	0.31	0.32	西流入右折	
交差点2 (大樋橋)	0.391	0.471	0.458	0.407	0.486	0.473		
	0.39	0.40	0.37	0.41	0.42	0.38	北流入直左右	
	0.48	0.67	0.67	0.50	0.69	0.69	東流入直左右	
	平：17時台	0.17	0.18	0.19	0.17	0.18	0.19	南流入直左右
	休：17時台	0.42	0.30	0.31	0.42	0.30	0.31	西流入直左右
競馬：16時台								

※網かけは最大値を示す。

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源 () は昼間のみ	環境基準 (昼間)	等価騒音 レベル	環境基準 (夜間)	等価騒音 レベル
A (H=4.2m)	住宅	(荷さばき作業音) キュービクル	55 dB (A類型)	54 dB	45 dB (A類型)	26 dB
B (H=4.2m)	集合住宅	(廃棄物収集作業音) キュービクル	55 dB (B類型)	50 dB	45 dB (B類型)	17 dB
C (H=4.2m)	道路	(荷さばき作業音、 廃棄物収集作業音) キュービクル	60 dB (C類型)	55 dB	50 dB (C類型)	19 dB
D (H=4.2m)	工場	(来店客車両走行) キュービクル		49 dB		17 dB
E (H=4.2m)	住宅	(荷さばき作業音、 廃棄物収集作業音) キュービクル	55 dB (A類型)	50 dB	45 dB (A類型)	19 dB

※各予測地点において、騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

・全ての予測地点の昼間・夜間ともに環境基準を満足する。

発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準	騒音レベル
a (H=4.9m)	道路	キュービクル	50 dB (第3種)	47 dB
b (H=4.9m)	道路			22 dB
c (H=4.9m)	道路			19 dB
d (H=4.9m)	道路			17 dB

・全ての予測地点において規制基準を満足する。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

○実績による容量を確保する。(廃棄物保管容量 13.5 m³ > 予測排出量 9.324 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量	合計
紙製廃棄物等	1日	8.702 m ³	9.324 m ³
金属製廃棄物等		0.013 m ³	
ガラス製廃棄物等		0.003 m ³	
プラスチック製廃棄物等		0.103 m ³	
生ゴミ等		0.065 m ³	
その他可燃性廃棄物等		0.000 m ³	
廃油		0.438 m ³	

【参考：指針による予測結果】

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量	合計
紙製廃棄物等	1 日	8.466 m ³	12.60 m ³
金属製廃棄物等		0.190 m ³	
ガラス製廃棄物等		0.081 m ³	
プラスチック製廃棄物等		2.035 m ³	
生ゴミ等		1.251 m ³	
その他可燃性廃棄物等		0.578 m ³	

○リサイクル品（再利用対象物）保管施設
 分別回収を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・駐車場出入口まで従業員が車両を誘導することで安全かつ円滑な出庫に努める。
- ・荷さばき車両運転手にスピード抑制等、安全注意の徹底を行う。

② 防犯・防災対策への協力

- ・災害時における協定等の締結の申出があった場合は積極的に検討する。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・「景観法」「伊丹市都市景観条例」、「兵庫県屋外広告物条例」に基づき、周辺の景観との調和に努めた計画とする。
- ・「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地・建築物の緑化を行う。
 (※対象敷地面積及び緑化面積はトヨタレンタカー伊丹北店敷地を除く)

<必要緑化面積>

敷地：9,902㎡（対象敷地面積）×(100%－建ぺい率60%)×50% = 1,980㎡

屋上：2,252㎡（対象屋上面積）×0.2=450㎡

必要緑化面積：1,980㎡+450㎡=2,430㎡

<計画緑化面積>

1,989㎡（敷地）+ 969㎡（屋上）+ 502㎡（壁面）= 3,460㎡（>2,430㎡）

4 法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<都市計画課> ・500㎡以上の敷地で建築物の建築（開発事業）を行う場合は「伊丹市住宅開発等指導要綱」に基づく協議が必要である。 ・計画地は同協議を経て開発事業承認（平成28年10月24日付け 第27-118号）している。開発事業の内容に変更がある場合は、協議されたい。	・開発事業の内容に変更はありません。	—
<伊丹市教育委員会> ・計画店舗周辺道路は、伊丹市立桜台小学校、伊丹市立天王寺川中学校の校区となっており、工事車両等が児童生徒の登下校の時間帯に、各校の校区を通行する際は、十分に安全に配慮されたい。	・工事に伴う大型車両通行時及び、キャリアカーなどの大型搬入車量が通行する際には歩行者との交錯には注意を払うようにいたします。特に児童の登下校時間帯には十分に	設置者の対応は妥当と判断する。

	注意をして通行するようにいたします。	
<p><伊丹市立天王寺川中学校></p> <ul style="list-style-type: none"> 安全確保に努めるため、交通整理員等の配置（生徒の登下校時及び休日）や工事車両の時間規制等（生徒の登下校時）について配慮されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> キャリアカー（車輛運搬車）などの大型搬入車量が通行する際には歩行者、特に登下校時の生徒との交錯には注意を払うようにします。更に、工事を伴う大型車両が通行する時期には交通整理員を配置し、より一層注意をして誘導・通行するようにします。また、安全の配慮をすることをドライバーへ周知・徹底します。 	設置者の対応は妥当と判断する。

5 県が近隣市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
[尼崎市] ・意見なし	—	—
[宝塚市] ・意見なし	—	

6 法第8条第2項の規定により居住者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
・意見なし	—	—

7 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>[兵庫県警察本部交通規制課]</p> <p>1 案内誘導看板の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要幹線道路である県道尼崎宝塚線に面する東側出入口については、右折出入庫による渋滞及び事故発生が危惧されることから、左折出入庫を徹底するための案内看板を設置するとともに、設置箇所については、事前に伊丹警察署長と調整されたい。 <p>2 来退店経路について</p> <ul style="list-style-type: none"> 来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。 <p>3 店舗出入口への交通整理員の配置につ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東出入口における右折入出庫の防止対策として、出入口に右折出入庫禁止等の看板の設置を検討します。設置箇所については、伊丹警察署と調整し決定します。 施設内の店内掲示などでの案内経路を示した周辺見取図を掲示するなど、案内周知を行うよう努めます。 	設置者の対応は妥当と判断する。

<p>いて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口には交通整理員若しくは従業員を配置し、出入庫における安全と円滑に配慮されたい。 <p>4 駐車対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来店した入庫待ち車両が、店舗周辺の公道上に滞留しないように留意されたい。 <p>5 周辺地域の生活環境の保持について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認されたい。 ・ 問題が発生した場合は、必要な対策を講じ、関係機関に報告されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来客車両などの出入の際は、従業員等が誘導することで、出入庫における安全と円滑さに配慮します。 ・ 敷地内には十分な入庫待ちスペースがあり、来店待ち入庫車両が店舗周辺の公道上に滞留することはないと推測していますが、仮に来店車両が多くみられる際は従業員による敷地内への誘導を行います。 ・ 開店から当分の間は、周辺交通の支障の有無について留意します。もし大きな支障が出てくる場合は、必要な対策を講じ、速やかにご報告します。 	
<p>[環境整備課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めること。 ・ レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めること。 ・ 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談のうえ慎重に判断すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。 ・ レジ袋等の使用は予定しておりませんが、ビニール袋及び過剰包装などを抑制し、廃棄物の減量に努めます。 ・ 店舗に資源ごみ回収ボックス設置の予定はありません。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[道路保全課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道尼崎宝塚線道路区域内で工事を行う場合は、道路法上必要な手続を行うこと。 ・ 県道尼崎宝塚線歩道部南側の不要な切下げ部を撤去し、車両が乗り入れできないタイプの歩道境界ブロックにより復旧すること。また、工事の施工にあたっては、宝塚土木事務所と協議すること。 ・ 届出書のとおり、施設内において右折出入庫防止対策を講じること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道での工事等を行う際は、必要な手続を行います。 ・ 尼崎宝塚線歩道部南側の不要な切下げ部は、撤去し、車両が乗り入れできないタイプのしつらえで復旧します。また、工事の施工については宝塚土木事務所と協議し進めます。 ・ 店舗敷地内での右折出入庫対策として、東出入口車路に左折矢印を表記することや、案内看板の設置を検討しています。案内看板の設置場所については伊丹警察署と調整をします。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>[河川整備課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川保全区域内で、建物の建築や土地の形質変更などの制限行為を行う場合は、許可を得ること。（河川法第 55 条） 	<ul style="list-style-type: none"> 当計画は天神川における河川保全区域内での建物の建築に該当しますので、適切な手続を行います。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[下水道課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚水及び雨水排水計画にあっては、下水道管理者と十分調整すること。 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあたっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道管理者と十分に協議します。 「伊丹市住宅開発等指導要綱」申請において雨水排水に関し調整池等を設置し流出制御等を考慮しております。また、浸透式舗装、浸透枡等、雨水の再利用施設の設置等について配慮します。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[総合治水課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模が 1 ha 以上であって、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、総合治水条例に基づき、開発行為をあらかじめ届け出る義務があるため、開発者においては、宝塚土木事務所と事前に協議されたい。（総合治水条例第 11 条） 駐車場などの広い土地を利用した施設については、雨水が浸透する舗装を施すなど、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることに努められたい。（総合治水条例第 21 条第 1 項） 大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努めるようお願いいたします。（総合治水条例第 21 条第 2 項） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該計画は 1 ha 未満で、開発行為も行いません。「伊丹市住宅開発等指導要綱」に基づき、調整池等の流出制御を行っております。 総合治水条例に基づき、適切な処置を講ずるよう努めます。 総合治水条例に基づき適正な機能を備えるように努めます。また、伊丹市宅地開発等指導要綱に基づき伊丹市排水施設技術基準による調整池を計画しています。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[都市政策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m² 以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m² 以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出すること。 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業の展 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例に基づき、緑化基準に従い計画しております。更に「建築物等緑化計画届」を提出し審査済みとなっています。（緑 1017-006） 兵庫県まちづくり基本条例に基づき、地域との一体化を基本とするまちづくりに努めます。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>開を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努めなければならない。（利用者の立場に立ち、誰でも使いやすい施設となるよう「福祉のまちづくりアドバイザー」が施設の点検・助言を行うチェック&アドバイス制度を活用いただきたい。）また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が 10,000 m²以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり条例に基づき、新築施設はバリアフリーに関する整備基準を適合させ、既存施設は適合に努めます。なお、本施設は延べ面積が 10,000 m²未満であるためバリアフリー情報の公表については該当しません。 	
<p>[景観形成室]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業計画には、景観法、伊丹市都市景観条例、兵庫県屋外広告物条例が適用される。各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 伊丹市景観条例に伴う「景観計画区域内における行為の届出」を提出済みで適合通知の交付を受けております。兵庫県屋外広告物条例に遵守し、華美なデザインを避けた広告物とし、街並みづくりに配慮した景観計画としております。各法令に基づく手続については適切な対応をいたします。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

8 法第8条第4項の規定による意見(案)

<p>県の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 繁忙時等は、駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

第2号議案

1 届出内容

(新設 届出年月日：平成30年8月20日 根拠条文：法5-1 条例審議：平成30年6月)

名称	(仮称) キセラ川西複合商業施設			
所在地	川西市火打一丁目 398 ほか			
設置者	株式会社アントクエステート ほか2者			
小売業者の名称(業態)	物品販売業を営む店舗(食料品、医薬品、自動車関連用品等)			
新設年月日	平成31年4月21日			
店舗面積	2,859 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	3,985 m ² 、4,025 m ² 、9,774 m ²			
用途地域 等	工業地域			
騒音に係る基準	環境基準：B類型、C類型 規制基準：第4種			
駐車収容台数	111台(全体収容台数111台) ≥ 必要台数111台			
	夜間駐車場の利用制限	有	制限後台数	81台
駐輪収容台数	145台			
荷さばき施設面積	184m ²			
廃棄物等保管容量	25.9m ³			
営業時間	午前7時から午後11時まで			
駐車場の利用時間	午前6時30分から午後11時30分まで			
駐車場の出入口の数	出口1箇所、入口1箇所、出入口1箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前6時から午後10時まで			

2 法第8条第1項の規定による市町の意見及び同条第2項の規定による居住者等の意見

市町の意見の有無	意見提出あり
居住者等の意見の有無	意見提出なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数111台に対し、来客用駐車台数を111台（全体収容台数111台）確保する。

$$\text{〔指針式〕 } 2,859 \text{ 千}^2 \times 1,014 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 70\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \\ \times \text{平均駐車時間係数} 0.76 \approx 111 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

$$\text{〔現 況〕 } 0.999 \text{ 千}^2 \times 1,070 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 70\% \\ \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \approx 54 \text{ 台}$$

$$\text{〔増床後〕 } 2,859 \text{ 千}^2 \times 1,014 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 70\% \\ \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \approx 146 \text{ 台}$$

$$\text{店舗増床後の発生交通量} = 146 \text{ 台} - 54 \text{ 台} = 92 \text{ 台}$$

- 商圈（店舗を中心に半径1.5km）を5方面（①～⑤）に分け、各方面別の世帯数比で92台/hを各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数(世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	4,732	24.5	23
②	1,509	7.8	7
③	7,523	39.1	36
④	5,350	27.7	25
⑤	178	0.9	1
計	19,292	100.0	92

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

- 現況交通量調査〔平成30年1月21日(日)、1月23日(火)〕に上記で算出した発生台数92台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの交差点についても道路改良で南北流入部に右折車線を設置する予定があり、地点Aについては供用開始しているが、地点Bについては供用開始時期が未定であるため、下表の車線構成によって検討を行った。
- 近隣に大規模商業施設の立地が予定されていることから、その店舗の影響を含めた検討を行った。
- いずれの交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

注) 網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測 (道路改良前)		予測 (道路改良後)		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
地点A (川西警察署前) 平：17時台 休：17時台	0.386	0.458			0.471	0.502	
	0.36	0.35			0.41	0.40	北流入直左右※1
	—	—			0.04	0.04	北流入右折※2
	0.53	0.55			0.61	0.63	西流入直左右
	0.42	0.54			0.38	0.46	南流入直左右※1
	—	—			0.09	0.14	南流入右折※2
	0.51	0.55			0.86	0.93	東流入直左右
地点B (<u>仮</u> 関西スーパー前) 平：17時台 休：16時台	0.338	0.294	0.438	0.394	0.433	0.391	
	0.20	0.25	0.21	0.26	0.19	0.19	北流入直左右※1
	—	—	—	—	0.02	0.05	北流入右折※2
	0.41	0.40	0.48	0.47	0.48	0.47	西流入直左右
	0.41	0.34	0.56	0.48	0.55	0.48	南流入直左右※1
	—	—	—	—	0.01	0.01	南流入右折※2
	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	東流入直左右

※1 道路改良後は直左となる。

※2 道路改良後に新設される。

ウ 入口及び出口における右折出入庫の交通処理検討

○信号機のない交差点の交通容量の計算法（西ドイツの計算法）により評価

○遅れの指標は平日において「遅れなし」、休日において「非常に小」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：市道 2070 号線、従道路：駐車場内)

(開店後)	駐車場内(入口)への右折入庫 主道路→従道路		駐車場内(出口)からの右折出庫 従道路→主道路	
	平日(7時台)	休日(16時台)	平日(7時台)	休日(16時台)
交通容量	886	428	980	437
実交通量	12	87	12	87
余裕交通容量	874	341	968	350
遅れの指標	遅れなし	非常に小	遅れなし	非常に小

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

□ 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源 () は夜間のみ	環境基準 (昼間)	等価騒音 レベル	環境基準 (夜間)	等価騒音 レベル
A	住宅	来客車両走行音 (換気設備音)	55 dB (B類型)	48 dB	45 dB (B類型)	37 dB
B	住宅	来客車両走行音	60 dB (C類型)	49 dB	50 dB (C類型)	39 dB
C	店舗	荷さばき作業音 (冷凍冷蔵用室外機、 空調室外機)		54 dB		42 dB
D	住宅	廃棄物収集作業音 (冷凍冷蔵用室外機、 換気設備音)	55 dB (B類型)	49 dB	45 dB (B類型)	41 dB
E	店舗	来客車両走行音		47 dB		36 dB

※各予測地点において、騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

→全ての地点において、環境基準を満足している。

□ 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準	騒音レベル
a	H= 4.2m	道路	60 dB (第4種)	48 dB
b1	H= 1.2m	道路		66 dB
b2	H= 1.2m	住宅		52 dB
c	H= 4.2m	道路		51 dB
d	H= 4.2m	道路		49 dB
e	H= 1.2m	道路		47 dB

※各予測地点において、騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

- ・地点 b1 の予測地点において、騒音レベルの最大値は規制基準を超過するが、付近の住宅の道路境界(地点 b2)で騒音予測を行った結果、騒音レベルの最大値は、規制基準を満足する。
- ・全ての予測地点においては規制基準を満足する。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

○指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 25.9 m³ > 指針 13.6 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量	合計
紙製廃棄物等	1 日	6.0 m ³	13.6 m ³
金属製廃棄物等		0.3 m ³	
ガラス製廃棄物等		0.3 m ³	
プラスチック製廃棄物等		5.8 m ³	
生ゴミ等		0.8 m ³	
その他可燃性廃棄物等		0.4 m ³	

- リサイクル品（再利用対象物）保管施設
 分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

①歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・敷地内に歩行者専用通路を確保する。
- ・一部車両と交錯する部分は横断歩道を設置する。

②防犯・防災対策への協力

- ・関係機関から要請があれば検討する。

③街並みづくり等への配慮に関する事項

○「景観法」、「川西市景観条例」、「兵庫県屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。

○「環境の保全と創造に関する条例」（県条例）に基づき、緑化基準に従い、敷地・建築物の緑化を行う。（※対象敷地面積及び緑化面積は関西スーパー棟敷地を除く）

<必要緑化面積>

$$5,048.25 \text{ m}^2 \text{ (対象敷地面積)} \times (100\% - \text{建ぺい率 } 60\%) \times 50\% = 1,010 \text{ m}^2$$

<計画緑化面積>

$$816.26 \text{ m}^2 \text{ (敷地)} + 225 \text{ m}^2 \text{ (屋上緑化)} = 1,041 \text{ m}^2 > 1,010 \text{ m}^2$$

4 法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（緑化条例）を遵守されたい。 ・建築基準法及び兵庫県の「福祉のまちづくり条例」を遵守されたい。 ・地元自治会、付近住民等に対し、十分説明に行われたい。 ・生活環境への影響が著しい事態が発生した場合は、市環境衛生課に通報し、地域住民に十分に説明を行うとともに、その影響を防止するための措置を行うよう努められたい。 ・市環境保全条例に基づく工場等の設置許可等については、市環境衛生課と調整し、申請を行われたい。 ・騒音規制法や兵庫県環境の保全と創造に関する条例等に基づく特定施設を設置する場合は、届出が必要となることから、市環境衛生課と調整の上、申請を行われたい。 ・市は、事業系ごみの収集をしないため、事業者の責任において適正に処理されたい。 ・法令等に定める廃棄物に定める事項を遵守されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（緑化条例）の手続きを完了しましたので、その内容を遵守します。 ・建築基準法及び兵庫県の「福祉のまちづくり条例」の手続きを完了しましたので、その内容を遵守します。 ・地元自治会、付近住民等に対し、十分説明を行います。 ・生活環境への影響が著しい事態が発生した場合は、市環境衛生課に通報し、地域住民に十分に説明を行うとともに、その影響を防止するための措置を行うよう努めます。 ・市環境保全条例に基づく工場等の設置許可等については、市環境衛生課と調整し、申請を行います。 ・騒音規制法や兵庫県環境の保全と創造に関する条例等に基づく特定施設を設置するため、市環境衛生課と調整の上、申請を行います。 ・事業系ごみの収集については、事業者の責任において適正に処理します。 ・法令等に定める廃棄物に定める事項を遵守します。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量、リサイクルの推進に配慮されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の関西スーパーではレジ袋を辞退された方にはポイントの付与、またノーレジ袋の日を設ける等、廃棄物の減量に努めます。またその他2店舗についてもレジ袋の削減の呼びかけにより廃棄物の減量に努めます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業地区内で建築行為等を行う際は、工事着工前に土地区画整理法第76条第1項に基づく許可を得ること。また、阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関する建築行為等の手続条例に基づく協議内容を遵守されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着工前に土地区画整理法第76条第1項に基づく許可を得ました。また、阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関する建築行為等の手続条例に基づく協議内容を遵守します。 	

5 県が近隣市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
[宝塚市] ・意見なし	—	—

6 法第8条第2項の規定により居住者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
なし	—	—

7 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
[兵庫県警察本部交通規制課] 1 案内誘導看板の設置について ・案内誘導看板の設置箇所については、事前に川西警察署長と調整されたい。 2 来退店経路について ・来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。 ・特に、東側出入口については、左折の出入庫を徹底されたい。 3 店舗出入口への交通整理員の配置について ・開店から当分の間及び繁忙日等については、出入口及び周辺交差点に交通整理員を配置し、交通の安全と円滑を確保されたい。 4 駐車対策について ・来店した入庫待ち車両が、店舗周辺の公道上に滞留しないように留意されたい。 5 周辺地域の生活環境の保持について ・開店から当分の間、周辺交通の支障の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・案内誘導看板の設置箇所については、事前に川西警察署長と調整します。 ・来退店経路については、場内看板、販促チラシ、ホームページ等で周知を徹底します。 ・東側出入口については、看板を設置して左折の出入庫を徹底します。 ・開店から当分の間及び繁忙日等については、出入口及び周辺交差点に交通整理員を配置し、交通の安全と円滑を確保します。 ・来店した入庫待ち車両が、店舗周辺の公道上に滞留しないように留意します。 ・開店から当分の間、周辺交通の支障の 	設置者の対応は妥当と判断する。

<p>を確認されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 問題が発生した場合は、必要な対策を講じ、関係機関に報告されたい。 	<p>有無を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 問題が発生した場合は、必要な対策を講じ、関係機関に報告します。 	
<p>[環境整備課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めること。 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めること。 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談のうえ慎重に判断すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。 既存の関西スーパーではレジ袋を辞退された方にはポイントの付与、またノーレジ袋の日を設ける等、廃棄物の減量に努めます。またその他2店舗についてもレジ袋の削減の呼びかけにより廃棄物の減量に努めます。 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談のうえ慎重に判断します。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[下水道課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚水及び雨水排水計画にあつては、下水道管理者と十分調整すること。 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあつては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚水及び雨水排水計画にあつては、下水道管理者と調整済みです。 川西市との協議の結果、特に雨水貯留施設等の設置の予定はありませんが、外周に緑地を設置する等の配慮を行います。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[総合治水課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場などの広い土地を利用した施設については、雨水が浸透する舗装を施すなど、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることに努められたい。(総合治水条例第21条第1項) 大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。(総合治水条例第21条第2項) 計画区域が浸水想定区域に含まれているため、建物又は工作物の所有者等は、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。(総合治水条例第44条) 	<ul style="list-style-type: none"> 特に雨水貯留施設等の設置の予定はありませんが、外周に緑地を設置する等の配慮を行います。 耐水機能を建物等に備えるため、店舗の床を高くし、電気設備等も地盤より高い位置とする計画としました。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>[都市政策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が1,000㎡以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。また、新築又は増築等に係る建築面積が1,000㎡以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出すること。 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業の展開を求める。 福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努めなければならない。（利用者の立場に立ち、誰でも使いやすい施設となるよう「福祉のまちづくりアドバイザー」が施設の点検・助言を行うチェック&アドバイス制度を活用いただきたい。）また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が10,000㎡以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例に基づく緑地を確保し、緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出しました。 まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業の展開に努めます。 新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させることで手続きを完了しました。なお本計画の延べ面積は10,000㎡未満です。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[景観形成室]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業計画には、景観法、川西市景観条例、兵庫県屋外広告物条例が適用される。各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続きを適切に行われたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続きを適切に行います。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

7 法第8条第4項の規定による意見（案）

<p>県の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 繁忙時等は、駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。